

新書面添付制度と中小企業経営について

TFG 税理士法人

税理士法改正案が先般両院で可決確定し、来年4月より施行することと相成りましたが、その中で大変画期的とも申すべき書面添付制度の改正がございました。まさに「新しい書面添付制度」が誕生したのであります。

この改正が税務行政の進展に大きく寄与するであろうと思われる点は勿論のこと私共としては 中小企業の健全な発展に測り知れない影響力があるのではないかと考えております。

書面添付制度とは、税理士が検証した範囲を明らかにした書面を税務申告書に添付し、それを受けて税務官庁は、その行政の簡素化につなげていくとの趣旨であった。今回の改正では税理士の社会的使命の尊重をより鮮明化しようとするものであって、具体的には、その書面添付した申告書を提出した納税者(多くは中小企業)に税務調査をなそうとする場合は事前にその関与税理士に意見を述べる機会を与えなければならないとするものである。これが法律レベルで明確に条文化され、担保されたという点で画期的なことと言わなければなりません。

私共としては書面添付制度に軸足をおいて鋭意展開してまいって、既に久しいのであります。これが所以のものはプロフェッションとしての立場を貫徹するとの思いは勿論のことですが、この時代を乗り切っていくためには中小企業といえども経営の健全性とか品性なるものが非常に大事であると考えざるを得ないからであります。



納税意識に関してダーティな部分があるとか、経理をディスクロージャーしないとかの事業体には支援者のみならず心ある従業員がいつ迄も居続く様な時代ではなくなってきております。

私共が実施するこの制度による決算申告書は金融機関からみましても重要な価値基準にならないはずがございません。既に新聞誌上にも発表しているが一部金融機関が書面添付付きの決算書を提供する中小会社には融資上の差別化を図りつつあるのが現状です。

この様に積極的に大量の書面添付を展開しておりますが、これが最大の狙いはあく迄関与先企業の総合力形成に寄与し、以て中小企業の成長発展を願うからに他なりません。もとより斯かる微妙な側面もある書面添付につきましては、TFGとしても慎重な展開を致さざるを得ません。すべての関与先企業を対象にできる訳ではありませんので一定の基準に従って判断しておることは申す迄もないことです。



先に述べた如くこの書面添付の税務申告書が税務行政の現場に於いてその取扱いに結果として明らかに他の申告書との間に 差が生じるということであり、法律レベルでこの制度への姿勢が明確になったのであります。

既に業界新聞に次の様な記事が掲載されております。

「書面添付している法人とそれ以外の法人で差別される」(都内税理士)。大武健一郎国税庁次長は新書面添付制度について“差別化”は否定しているが「税務の専門家としての立場を尊重し、付与された権利のひとつ。だからといって、帳簿書類の調査を行わないわけではない。税理士から意見を聞くことにより疑問が解決すれば調査を行わないだけ」と述べている。いずれにせよ顧客側からすれば書面添付があるかないかの差は大きい。つまり、今後は書面添付をサービス内容に取り入れているかどうかで事務所が選別される可能性もある。実際「同じ顧問料、決算料を支払うなら、税務調査でアドバンテージがあるサービスを提供する税理士に依頼する」(建設業者)とした声は多い。

以上は「税理士新聞」6月25日号の(4)にある記事の抜すいであります。

とまれ、継続して多くの企業に対し「書面添付」の実践を可能とするのは何といたってもチェック& チェックを含む内部統制の厳格性とたえまない相互研修が基本に無い限り、どうしようも無いものだと思っております。その意味では、家内工業的事務所では中々むつかしいのではなからうか。従って会計事務所も組織化が徐々に進展していくものと考えております。



私共 TFG の戦略性は時代を先取りしてきたものと自負致しておりますが、今後はこれに過信することなく、社会のあるべき姿を視野に入れ乍ら進むべき進路を誤らない様、益々精進せねばならないのであります。

組織化の要請という新たな背景もあってのことですが、同じこの度の税理士法改正案の中に税理士法人制度の創設がございます。誠に時宜を得た施策であろうと思っております。

この税理士法人の件につきましては別の機会に譲りたいと思っております。

以上有難ございました。